

八潮市立中学校における部活動ガイドライン

【部活動の意義・目的】

部活動は、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力や態度を育て、健康で豊かな人生を送る礎となる大切な機会である。体力の向上や健康の増進、文化的素養の充実を図るだけでなく、異年齢集団による活動を通して、生徒の自主性や規範意識、社会性や協調性、責任感、連帯感等を育成するとともに、生活意欲や学習意欲を高め、保護者や地域から期待される生徒の健全育成の場としても重要な役割を果たしている。

1 学校の対応

(1) 校長（教頭、主幹教諭）

- ①八潮市部活動ガイドラインに則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、機会あるごとに公表する。（年度当初の保護者会を目安に公表）
- ②八潮市立中学校における部活動ガイドラインに則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表するとともに、運用する。
- ③活動日、休養日、活動時間等が適切に設定されているか、活動計画及び活動実績を確認し、必要な措置を講ずる。

(2) 部活動顧問

- ①毎月の活動計画及び活動実績を、校長に提出する。
- ②毎月の活動計画を早い時期に保護者に公表する。
- ③技能や記録の向上といった生徒の目標が達成できるよう、各部活動の特性を踏まえた練習方法等を研究し、適切な休養を確保しながら、短時間で効果的な活動となるよう努める。
- ④生徒の安全・安心の確保を図る。（安全点検の徹底、スポーツ障害の予防、バーンアウトの予防、体罰・ハラスメントの根絶、女子の成長期における理解など）

(3) その他

①引率について

顧問が引率することとし、保護者の引率では保険が適用されないため不可とする。

②外部指導者について

（ア）外部指導者は、校長が承認した者とする。

（イ）外部指導者のみでの引率は不可とする。

2 休養日及び活動時間の基準

(1) 休養日

①平日（課業日）

1日程度

②週休日（土曜日、日曜日）

（ア）1日程度

（イ）週末に大会参加や大会前練習等で2日以上活動した場合は、大会終了後の平日等を休養日として振り替える措置をとる。

③長期休業中

（ア）①②の休養日の設定に準ずる。

（イ）学校閉庁日は休養日とする。

④定期試験への対応

学校裁量とする

（2）活動時間（朝練習は含まない・場の準備や片付けの時間は含まない・短縮日程等は、週末に準ずる。）

①平日（課業日）

2時間程度

②週末（土曜日、日曜日）

原則として、3時間程度。（練習試合時など競技の特性に合わせて対応する。）

③長期休業中

原則として、3時間程度。（練習試合時など競技の特性に合わせて対応する。）

（3）大会・コンクール等への対応

大会・コンクール等（中体連以外の主催も含む）が近い休養日及び活動時間については、（1）

（2）の限りではない。但し、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないように配慮し、保護者の了解を得ること。

3 会計及び経済的負担

（1）校長（教頭、主幹教諭）は、各部活動における会計の執行及び管理状況を把握する。

（2）部活動顧問は、執行状況（保護者から徴収する活動費がある場合）を保護者に公表する。監査者を保護者に依頼することが望ましい。

（3）部活動に必要な物品のうち、生徒が個人的に使用する物品の購入については、保護者の過度な経済的負担とならないよう配慮する。

4 適用

（1）このガイドラインは、運動部と文化部に適用する。

（2）このガイドラインは、平成31年4月より適用する。

（3）このガイドラインは、毎年内容等を検討し改善する。